

勝浦町就学援助費支給要領

- この要領は、勝浦町就学援助費支給要綱に基づく就学援助費の支給について必要な事項を定めるものとする。
- 町は、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、次表に定める範囲内において就学援助費を支給する。

区 分	小 学 校	中 学 校
学用品費 ※1	11,100円	21,700円
通学用品費（第1学年を除く） ※2	2,170円	2,170円
新入学児童生徒学用品費 ※3	19,900円	22,900円
修学旅行費 ※4	保護者負担の額	
校外活動費 ※5	1,510円	2,180円
医療費 ※6	医療券にて直接町が医療機関へ支払う額	
学校給食費	300円×給食回数	330円×給食回数

- ※1 学用品費とは、各教科及び特別活動の学習に必要とする学用品の購入費
- ※2 通学用品費とは、児童生徒（第1学年の者を除く。）が通学のために通常必要とする通学用品の購入費
- ※3 新入学児童生徒学用品費とは、新入学児童生徒（年度当初に支給の認定を受けた受給者に係る児童生徒に限る。）が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費
- ※4 修学旅行費とは、児童生徒が修学旅行に参加するために直接必要とする交通費、宿泊費、見学科及び均一に負担すべきその他の経費
- ※5 校外活動費とは、児童生徒が校外活動に参加するために直接必要とする交通費及び見学科
- ※6 医療費とは、小学校及び中学校の児童生徒が学校保健法施行令第7条に定める疾病にかかり、疾病の治療のための医療に要する経費